

○奈良県広域消防組合最低制限価格等事務取扱要綱

平成26年4月1日訓令甲第11号

改正

平成30年3月15日訓令甲第1号

平成30年12月21日訓令甲第10号

令和2年2月17日訓令甲第1号

令和4年3月29日訓令甲第2号

令和5年7月3日訓令甲第7号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、奈良県広域消防組合入札執行要綱（平成26年訓令甲第9号）第11条第4項及び第21条第2項の規定に基づき、最低制限価格又は調査基準価格を設けた場合の当該価格の算定及び落札者の決定に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、「測量業務等」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償関係コンサルタント業務

(対象となる契約)

**第3条** この要綱により最低制限価格及び調査基準価格を設定することができる対象は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札、指名競争入札又は管理者が特別に選定する方法により契約を締結しようとする建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に規定する建設工事をいう。以下同じ。）
- (2) 一般競争入札、指名競争入札又は管理者が特別に選定する方法により契約を締結しようとする建築関係建設コンサルタント業務及び測量業務等

2 前項に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めた場合は、請負業務を対象とすることができる。

(予定価格)

**第4条** 最低制限価格又は調査基準価格を設ける入札の予定価格は、設計金額（消費税を含む。）と同額とする。

(最低制限比較価格の算定)

**第5条** 建設工事において、最低制限比較価格（最低制限価格から消費税を除く額。以下同じ。）は、設計金額（消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該合計額が、設計金額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗じて得た額とし、設計金額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費 10分の9.7
- (2) 共通仮設費 10分の9
- (3) 現場管理費 10分の9
- (4) 一般管理費等 10分の6.8

2 建築関係建設コンサルタント業務において、最低制限比較価格は、設計金額の算出の基礎となった次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額（率の定めがないときは、区分に応じた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該合計額が、設計金額の10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額とし、設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費
- (2) 特別経費
- (3) 技術料等経費 10分の6
- (4) 諸経費 10分の6

3 測量業務等において、最低制限比較価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 測量業務 設計金額に10分の6.5を乗じた額
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務 設計金額に10分の6.5を乗じた額
- (3) 地質調査業務 設計金額に10分の7.1を乗じた額
- (4) 補償関係コンサルタント業務 設計金額に10分の6.5を乗じた額

4 請負業務において、最低制限比較価格の算定方法は、必要に応じて管理者が定めるものとする。

(最低制限価格の決定)

**第6条** 最低制限価格は、最低制限比較価格に消費税を加算して決定する。

(調査基準価格の算定及び決定)

**第7条** 調査基準価格は、第5条に定める最低制限比較価格の算定方法及び前条に定める最低制限価格の決定方法に準じ定めるものとする。

(最低制限価格に係る落札者の決定)

**第8条** 管理者は、最低制限価格を設けた場合は、開札事務執行時に最低制限比較価格に満たない価格をもって申込みをした者については、これを落札者とせず、設計金額以下で、かつ、最低制限比較価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(調査基準価格に係る落札者の決定)

**第9条** 管理者は、調査基準価格を設けた場合は、調査基準比較価格（調査基準価格から消費税を除く額。以下同じ。）を下回る入札については、入札者に対して落札者決定の「保留」を宣言し、後日落札者を決定する旨を告げて入札を終了するものとする。この場合において、必要な調査及びその審査を行った結果、当該入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、調査基準比較価格を下回る価格をもって入札した者を落札者とせず、設計金額以下の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月15日訓令甲第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年12月21日訓令甲第10号)

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

**附 則** (令和2年2月17日訓令甲第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和4年3月29日訓令甲第2号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年7月3日訓令甲第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の奈良県広域消防組合最低制限価格等取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以後の入札公告について適用し、同日前の入札公告については、なお従前の例による。